

自 己 評 価 結 果 一 覧 （ 秋 田 県 立 病 院 機 構 ）

評 価 項 目	自己評価
I 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	B
1 質の高い医療の提供	B
（１）発症予防に向けた取組	B
◇専門職等への新たな知見や研修機会の提供、県民への情報発信	B
◇高度医療機器を活用したドックの充実	A
（２）政策医療の提供	A
◇脳と循環器の三次救急医療の拠点及び精神科救急の全県拠点病院	B
◇最先端の高度訓練機器を積極的に取り入れたリハビリテーションの機能強化	B
◇両センターが協力して行う認知症への最新医療提供体制の整備	S
（３）医師の働き方への対応	A
（４）医療従事者の確保・育成	B
（５）患者・家族の視点に立った医療サービスの提供	A
（６）より安心して信頼される医療の提供	A
2 医療に関する調査及び研究	B
◇両センターによる一体的な研究体制の構築	A
◇大学・医療機関等と連携した研究活動の推進	A
◇医療水準向上に繋がる先駆的な研究の実施	A
◇研究成果の広報	B
3 医療連携の推進及び地域医療への貢献	B
◇県の三次医療及び地域医療を支える医療機関としての貢献	B
◇デジタル技術を活用した連携医療の推進	B
◇医療や健康に関する情報発信及び医療従事者の教育・研修	A
4 災害及び新興感染症への対応	B
◇DMAT・DPAT体制の充実	B
◇災害拠点精神科病院の体制整備の推進	B
◇新興感染症に備えた体制の強化	A

評 価 項 目	自己評価
II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	B
1 効率的な運営体制の構築	A
2 病院経営に携わる事務部門の職員の確保・育成	A
3 収入の確保、費用の節減	B
III 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画	B
IV 短期借入金の限度額	—
V 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画	—
VI 剰余金の使途	—
VII 料金に関する事項	—
VIII その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項	A
1 施設及び設備の整備に関する計画	A
2 人事に関する計画	B
3 職員の就労環境の整備	A
4 地方独立行政法人法第40条第4項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の処分に関する計画	—

（参考）

評価基準	評価
特に優れた実績を上げている。	S
年度計画どおり実施している。（100%以上）	A
概ね年度計画どおり実施している。（80%以上100%未満）	B
年度計画を十分には実施できていない。（80%未満）	C
業務の大幅な改善が必要である。	D